

平成30年3月26日

朝霞市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

朝霞市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の一部を改正する法律が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置づけられた。

朝霞市農業委員会は、法第7条第1項に基づき、農地等の利用の最適化に取り組むための指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は平成35年度を目標とし、5年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標 0.60ヘクタール

【目標設定の考え方】

5年後の平成35年には解消目標値の全ての遊休農地の解消を目指す。

(2) 遊休農地解消の具体的な取組方法

農地パトロールを実施し、遊休農地の所有者の意向調査や相談及び指導を行う。

2 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標 74.88ヘクタール

【目標設定の考え方】

平成26年9月に策定された「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の農用地の利用の集積に関する目標を、本指針の目標値とする。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取組方法

農業委員の現場活動等により把握した情報等をもとに、朝霞市産業振興課とも連携し、利用権設定等により農地利用集積を進める。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 1 経営体

【目標設定の考え方】

過去5年間新規参入の経営体がないことから、5年後の平成35年には促進目標値の参入を目指す。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取組方法

埼玉県及び朝霞市産業振興課並びにあさか野農業協同組合と連携し、農業を始めようとする新規就農者へのサポート体制を構築していく。